

関島社会保険労務士事務所便り

2019年
3月号

関島社会保険労務士事務所
 (墨田葛飾地区中小企業者組合)
 社会保険労務士・行政書士
 関島 康郎
 〒125 - 0041
 東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12
 電話：03 - 3609 - 7668
 HP: <http://www.srseki.info>



「働き方」が変わります

①	時間外労働の上限規制 施行 2019年4月1日～ (中小企業は2020年4月日～)	➔	月45時間 年360時間が原則 特別な事情がある場合、年720時間、単月100時間 未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働 含む)が限度に設定する必要があります。
②	年次有給休暇の確実な取得 施行 2019年4月1日	➔	10日以上の子年次有給休暇が付与されるすべての労働者 に対し、毎年5日以上時季を指定して有給休暇を 与える必要があります。
③	正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇が禁止 施行 2020年4月1日～ (中小企業は2021年4月1日～)	➔	同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用 労働者(パートタイム、有期契約雇用、派遣労働者)の 間で、基本給や個々の待遇ごとに不合理な待遇差が 禁止されます。

協会けんぽ 保険料率が変わります(2019年3月より) 介護保険料率は17.3/1000に

(保険料納付は翌月末日迄)

(単位 1/1000)

	全体	個人(折半)	備考		全体	個人(折半)	備考
東京	99.000	49.500	変更なし	佐賀	107.500	53.750	上位1
埼玉	97.900	48.950		北海道	103.100	51.550	上位2
千葉	98.100	49.050		富山	97.100	48.550	下位2
神奈川	99.100	49.550		長野	96.900	48.450	下位1
介護保険料率	17.300	8.650		※組合健保加入事業所についても、変更があります			

雇用保険料率は前年と変更なし

	一般の事業	農林水産 清酒製造事業	建設の事業
全体	9/1000	11/1000	12/1000
労働者負担分	3/1000	4/1000	4/1000
事業主負担分	6/1000	7/1000	8/1000

※雇用保険料は、賃金を支払う度に労働者負担分相当額を控除ください。

健康保険 任意継続被保険者

健康保険では、会社を退職しても、一定の要件に該当すれば、継続して健康保険の被保険者として取り扱うこととしています。これにより加入した被保険者を任意継続被保険者と言います。

◆加入要件

- ① 退職日までに、継続して2か月以上健康保険の被保険者であること。
- ② 資格喪失してから20日以内に保険者（協会けんぽ、組合健保、共済組合等）に申出を行うこと。届出先は、協会けんぽの場合、自宅住所地を管轄する協会けんぽ都道府県支部です。
- ③ 後期高齢医療の被保険者（75歳以上）でないこと。

◆申請に必要なもの

「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」に記入し、申し出ます。

被扶養者がいる場合、「健康保険被扶養者届」と、本人と被扶養者のマイナンバー等が必要になります。

◆任意継続被保険者の期間、保険料等

- ① 任意継続被保険者となった日から2年間の期間が限度です。
- ② 保険料は退職時の標準報酬月額に事業主負担分を含む保険料率（40歳以上65歳未満は介護保険料含）を乗じた額です。但し、標準報酬月額が、平均額（協会けんぽの場合28万円）を上回る場合は、平均額になります（組合健保等によって、平均額が異なります。）

◆保険料を国保保険料と比較して選択

実際には、任意継続保険料と国民健康保険料とを比較して、任意継続か国保かを選

択することになります。国民健康保険料は市区町村の担当課で教えてくれます。

◆期限までに納付しないと資格喪失

初回保険料の納付期日については、保険者の指定した日です。毎月の保険料は、月初めに送付される納付書でその月の1日から10日（10日が土・日曜日又は祝日の場合は翌営業日）までに納めます。期限までに納付しないと資格喪失となります。

◆保険料の前納

保険料の前納制度を利用して、保険料を事前一括して納付すると、納め忘れの防止になります。

保険料の前納は、①9月分までと、10月分から翌年3月分まで、②12ヶ月分の前納、③年度の途中で任意継続被保険者となった方は、資格を取得した日の属する月の翌月分から9月分または3月分までを納めることができます。

◆任意継続被保険者の保険給付

在職中の被保険者が受けられる保険給付と同様の給付を原則として受けることができますが、傷病手当金・出産手当金は、任意継続被保険者には支給されません。

但し、資格喪失後の継続給付に該当する場合（退職時に受給権が発生している場合）、任意継続被保険者であっても傷病手当金・出産手当金を受けることができます。

人手不足への対応、どうしますか？

◆人材不足を実感している企業が9割

企業の「人手不足」の問題については、しばしば新聞やテレビでも報道される場所ですが、自社の状況はいかがでしょう？

エン・ジャパン株式会社が実施した2019年の「人材不足の状況」についてのアンケート調査（762社から回答）によると、「人材が不足している部門がある」と回答した企業が9割という結果だったそうです。これは、2016年の調査に比べ、5ポイント上昇した数字となっており、3年前よりも人材不足感が増していることが伺えます。

◆人手不足への対応策は？

では、人手不足を実感している会社では、どのような対策を講じているのでしょうか。

同調査では、人材不足の状況への対応策についても聞いており、86%が「新規人材の採用（欠員の補充）」と答えています。次いで「既存の業務を効率化する（ICT化、標準化等）（35%）、既存社員の教育、能力向上（30%）、社員のモチベーション向上のため、処遇見直し（18%）」と続いています。

調査結果でも、「新規人材の採用」を解決策として挙げた会社が多かったようですが、最近では、「高齢者雇用」「外国人雇用」「仕事を離れてからブランクのある女性の雇用」など、これまで採用市場に多くなかった人材の積極採用に目を向ける企業も増えているようです。

◆「新規人材の採用」以外の解決策も

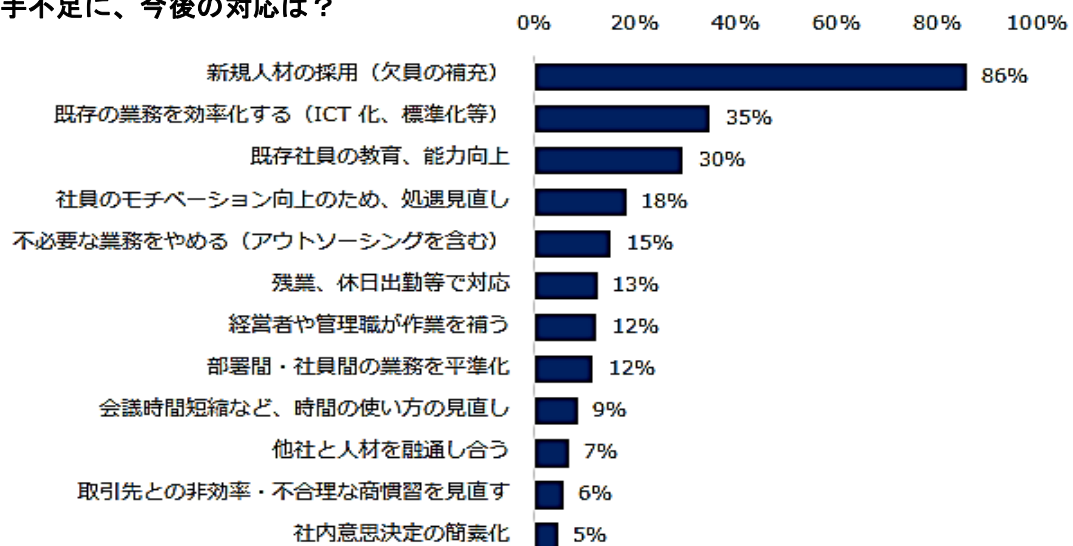
また、今後避けられないであろう人口減少、労働力人口減少の流れの中では、「今いる人材が離職しないこと」「業務の効率化」は、どうしても検討しなければならないテーマとなっています。

社員の納得感を増すために処遇制度を見直したり、職場環境を改善するため社内コミュニケーションを活性化させたりするなど、すでに人材確保のための積極的な取り組みを始めている企業も少なくありません。

◆人材確保のために今から対策を

人手不足の問題は、今後企業ごとに工夫を凝らして解決していかなければならないテーマとなっています。人材獲得競争の波に乗り遅れないように、今から検討していく必要があるでしょう。

人手不足に、今後の対応は？



●個人情報保護法 来年の改正に向けて

個人情報保護委員会は、2020年の個人情報保護法の改正に向けた議論を開始した。昨年5月に施行されたEUの一般データ保護規則（GDPR）なども参考に、インターネット上の個人情報を削除してもらう「忘れられる権利」などについて、どう確保するかが焦点。また、データ漏洩を起こした企業の報告ルールや罰則のあり方についても検討する。（2月28日）

●AI判断の過程、企業に説明責任 指針案

民間の「パーソナルデータ+α研究会」が、AIによる個人情報の分析・評価（プロファイリング）で、融資や採用・人事の場面において個人が不当に不利益を被ることがないようにするための指針案をまとめた。個人情報保護法ではプロファイリングの取扱いが不明確で、国内の法規制は遅れているため、必要に応じて法律の改正を政府に働きかける。（2月22日）

●勤務医残業 上限の特例は年1,860時間

2024年度から勤務医に適用される残業の罰則つき上限について、厚生労働省は検討会で、地域医療の確保に必要な場合は「年1,860時間」とすると提案した。その場合、連続勤務時間を28時間以下、次の勤務までの休息時間を9時間以上とする。研修医など技能向上のために集中的な診療が必要な医師への上限も年1,860時間。一般勤務医の上限は、一般労働者と同じ年960時間となる。（2月21日）

●ネット上で出資を募る中小事業者を優遇

中小企業庁は、中小企業の試作品開発費などを補助する「ものづくり・商業・サービス補助金」の審査において、インターネット上で小口資金を募るクラウドファンディングを実施する企業を加点する。近く公募を初め、締め切りは2月中と5月中の2回設ける。（2月18日）

●技能実習生も登録義務化

国土交通省は、4月から本格導入される建設キャリアアップシステムへの登録について、新しい在留資格である「特定技能」で働く外国人に加えて、建設現場で働く外国人技能実習生についても登録を義務付ける予定。現在働いている実習生は対象外とし、7月頃から新規に受け入れる実習生を対象とする。対象を広げることで外国人労働者の待遇改善を促す。（2月17日）

●公的医療保険の扶養家族の要件を見直し

政府は、健康保険法等の改正案を閣議決定し、健康保険組合、協会けんぽの加入者の扶養家族の対象を、原則国内居住者に限定することとした。留学や海外赴任への同行など一時的な場合は例外として扶養家族にできること、厚生年金加入者の配偶者（第3号被保険者）の受給資格要件に一定期間の国内居住を追加することなども規定する。国民健康保険については加入資格の確認を徹底するとしている。2020年4月施行の方針。（2月15日）

●パワハラ対策法案要綱を了承

厚生労働省の労働政策審議会は14日、企業に相談体制の整備等、パワハラ対策を義務づける雇用対策推進法改正案などの要綱を了承した。改正法案を今国会に提出し、成立すれば1年内に施行されるが、中小企業に対しては2年の猶予期間を設ける。同審議会では、一般事業主行動計画の策定等の義務を101人以上の事業主に拡大する女性活躍推進法の改正案要綱も了承された。（2月15日）

